

特定都市河川浸水被害対策法等の  
一部改正に伴う  
本県の取り組みについて

令和4年6月16日（木）  
香川県大規模氾濫等減災協議会

## 目 次

1	特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・	P	1
2	特定都市河川浸水被害対策法の一部改正内容	・ ・ ・ ・ ・	P	4
3	特定都市河川指定に伴う流域水害対策計画内容	・ ・ ・ ・ ・	P	8
4	改正後の全国の特定期都市河川の指定等の状況	・ ・ ・ ・ ・	P	9
5	本県の取り組みについて	・ ・ ・ ・ ・	P	10

# 特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正について

## ○法改正の背景

気候変動の影響

速やかに実施

今既に激甚化している水災害に対応するため、国・県・市町が早急を実施すべきハード・ソフト一体となった**対策の全体像**を明らかにする「**流域治水プロジェクト**」を速やかに実施

将来の気候変動（降雨量の増大等）を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる拡充

現行計画よりも増大する降雨等（外力）に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

法的枠組「**流域治水関連法**」の整備が必要

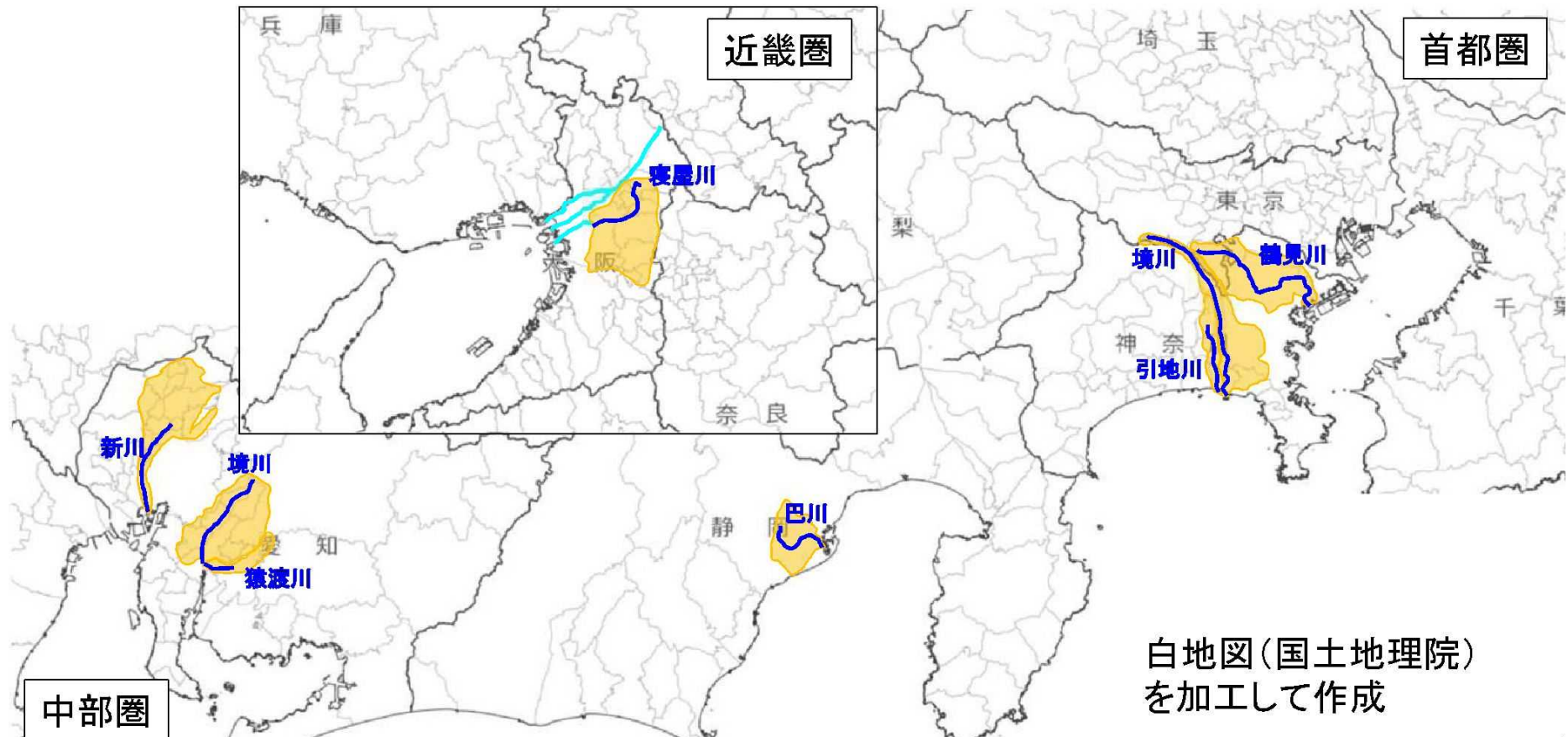


<図：国土交通省HPより>

# 特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正について

○特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正前の令和3年5月末時点において、政令指定都市をはじめとする**大都市部を貫流する8水系64河川**が指定されている。

## <特定都市河川の一覧>



4  
<図：国土交通省HPより>

## ○法改正の状況

◎法律の公布：令和3年5月10日

◎法律の施行（第1弾）：令和3年7月15日

- ・河川法（利水ダムの事前放流）
- ・水防法（ハザードマップ対象拡大、要配慮者施設避難確保）
- ・土砂災害防止法（要配慮者施設避難確保）
- ・下水道法（樋門操作規則策定義務付）
- ・その他関連法

◎法律の施行（第2弾）：令和3年11月1日

- ・特定都市河川浸水被害対策法
- ・下水道法（目標降雨の計画位置付・雨水貯留施設認定制度創設）
- ・水防法（浸水被害防止区域制度関連）
- ・その他関連法

# 特定都市河川浸水被害対策法の一部改正内容

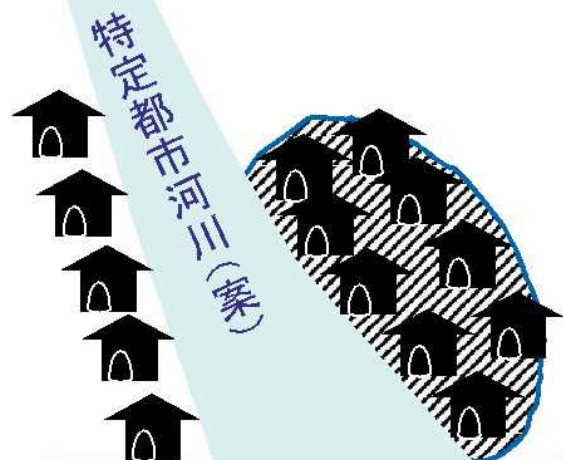
## ○特定都市河川指定要件の見直し

### 【改正概要】

特定都市河川の指定要件に、「市街化の進展」に加え、「接続する河川の状態」又は「河川の周辺の地形等の自然条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

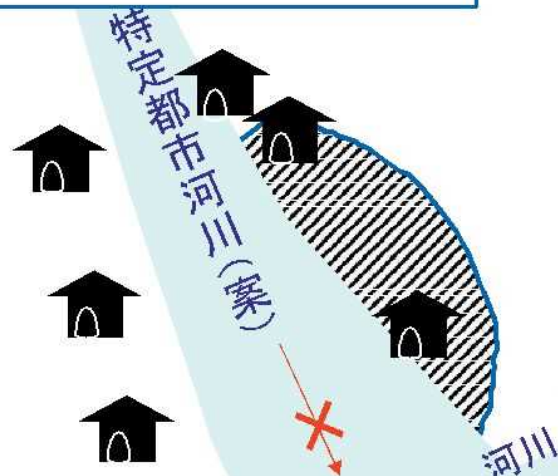
## 指定候補河川のイメージ(①から③のいずれか)

### ①市街化の進展



家屋連担等により河道拡幅困難

### ②接続する河川の状態



接続する河川の水位が高い際支川からの排水困難

### ③周辺地形その他の自然的条件



狭隘部により流下困難  
その他地質、自然条件等

<図：国土交通省HPより>

# 特定都市河川浸水被害対策法の一部改正内容

## ○特定都市河川浸水被害対策法の概要

浸水被害対策の総合的な推進のための**流域水害対策計画（河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同）の策定**、河川管理者による雨水浸透施設の整備、認定雨水貯留施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、開発・建築を制限するための規制等、**流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進**。



## 特定都市河川浸水被害対策法の一部改正内容

### ○雨水浸透阻害行為の許可（法改正前から制度有）

- ・ 宅地等以外の土地で行う一定規模（1000m<sup>2</sup>）以上の雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為） は対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が必要。

#### 許可の対象となる雨水浸透阻害行為

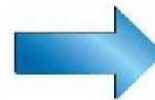
許可の対象となる雨水浸透阻害行為として、以下の4つの行為を規定している。

- 1) 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

「宅地等」以外の土地  
(流出係数 小)

【山地】 【林地】  
【耕地】 【原野（草地）】  
【締め固められていない土地】

雨水浸透阻害行為



「宅地等」に含まれる土地  
(流出係数 大)

【宅地】 【道路】  
【池沼】 【水路】 【ため池】  
【鉄道線路】 【飛行場】

- 2) 土地の舗装 例) 農地の駐車場への改変
- 3) 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置
- 4) ローラー等により土地を締め固める行為

< 図：国土交通省HPより >

### ○保全調整池の指定等（法改正前から制度有）

- ・ 一定規模（100m<sup>3</sup>）以上の防災調整池を保全調整池として都道府県等が指定し、機能を阻害するおそれのある行為（埋立て等） に対する届出を義務づけ。 都道府県知事等は必要に応じて助言・勧告。
- ・ 流域内住民等が雨水貯留浸透に自ら努める等の努力義務が規定。

### ○流域水害対策計画の拡充、協議会制度の創設

### ○地方公共団体や民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備促進



# 特定都市河川浸水被害対策法の一部改正内容

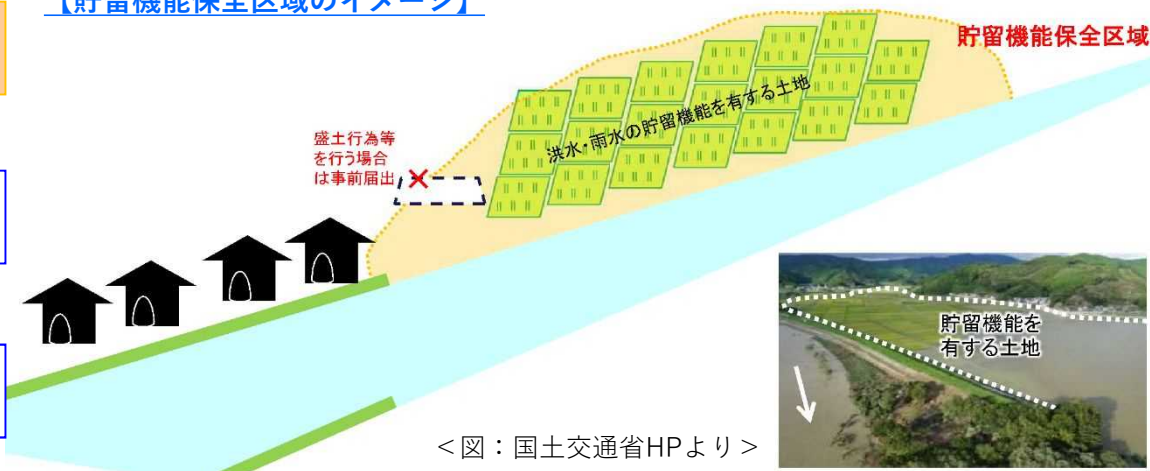
## ○貯留機能保全区域制度の創設

河川沿いの低地や流域内の窪地など、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地

都道府県知事等が、**土地の所有者の同意を得た上で、貯留機能保全区域として指定。**

**盛土、塀の設置等**を実施する場合、事前に都道府県知事等に**届出**。

### 【貯留機能保全区域のイメージ】



## ○浸水被害防止区域制度の創設

洪水が発生した場合に著しい危害が生ずる恐れがある区域

高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため、**都道府県知事が、浸水被害防止区域として指定。**

**盛土・切土等を伴う行為・建築行為の事前許可**

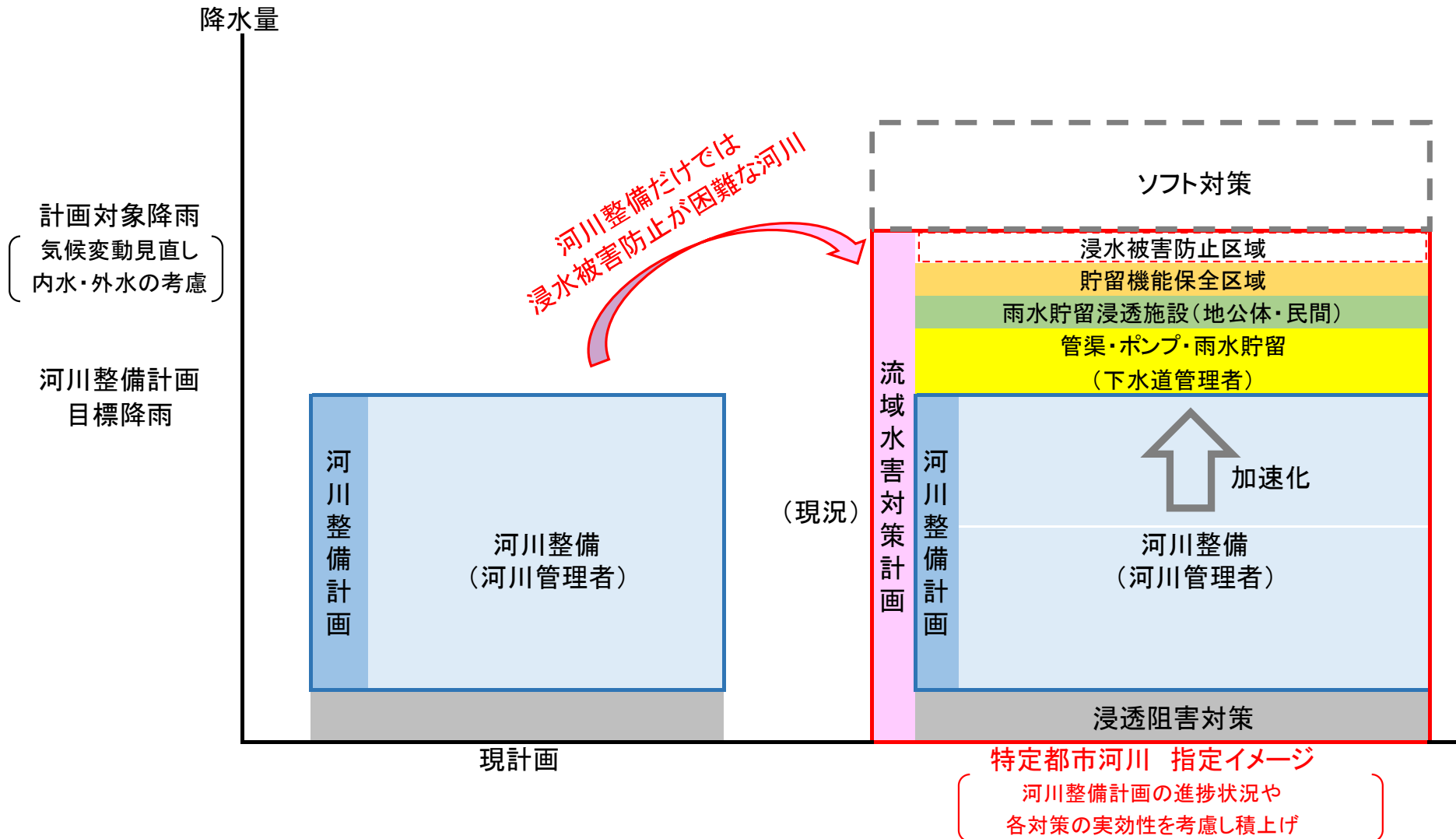
河道、洪水調節ダムの整備の実施など

指定の解除

### 【浸水被害防止区域のイメージ】



# 特定都市河川指定に伴う流域水害対策計画内容



### ○一級河川水系の事例

#### ◎大和川水系（近畿地方整備局）

- ・ 令和3年11月21日：大和川水系大和川等の特定都市河川指定に向けた手続き開始
- ・ 令和3年12月24日：大和川水系大和川等を特定都市河川に指定
- ・ 令和4年 5月27日：大和川流域水害対策計画を策定

#### ◎江の川水系（中部地方整備局）

- ・ 令和4年 3月28日：江の川水系江の川等の特定都市河川指定に向けた手続き開始

### ○二級河川水系の事例

#### ◎本川水系本川（広島県）

- ・ 令和3年 2月14日：広島県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定
- ・ 令和3年 3月28日：本川水系本川の特定都市河川指定の手続きに着手

## 本県の取り組みについて

### ○県内二級河川流域の状況と特定都市河川指定要件の検討

- ・市街化の状況
- ・地形状況
- ・河川の整備状況
- ・水害の特性

### ○特定都市河川の指定等の先行事例の研究

- ・大和川水系（近畿地方整備局）
- ・本川水系本川（広島県）



### ○関係市町への意向確認



### ○特定都市河川の指定に向けた手続き着手